**■　大阪府福祉のまちづくり条例の改正の考え方について**

**○背景・趣旨**

障がい者や高齢者をはじめ、すべての人が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を発揮して社会に参加できる「福祉のまちづくり」を実現するため、大阪府では平成５年に「大阪府福祉のまちづくり条例（以下、「条例」という。）」を全国に先駆けて制定し、その後、時代の変化や府民の要請に的確に応えるべく改正を行ってきた。

現在の条例の規定は、平成21年の条例の位置づけを高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）によるものとするなど、所要の改正を行ってきたものの、対象施設・基準については、平成15年に大きく見直してから、すでに10年が経過しており、社会情勢の変化から生じる課題に対応するため、条例を改正する。

**○改正する内容**

ア．共同住宅の基準適合義務対象規模の見直し

現行　：2,000㎡以上または50戸以上

改正案：2,000㎡以上または20戸以上（ただし、2,000㎡未満かつ20戸～49戸の共同住宅に  
ついては、道等から地上階にある住戸までの経路のみ基準を適用。）

内容　：高齢化社会への対応や障がい者の地域移行の観点から、基準適合義務対象規模の引き下げを行う。  
新たに対象とする規模（2,000㎡未満かつ20戸～49戸）については、地上階にある住戸の出入口までのバリアフリー化のみ求める。（地上階に住戸がなく、エレベーターが設置されている場合は、地上階にある当該エレベーターの出入口まで）

イ．自動車修理工場の基準適合義務対象規模の見直し

現行　：200㎡以上

改正案：200㎡以上（不特定かつ多数の者が利用する部分に限る）

内容　：一般客が立ち入るエリアのみを規模算定の対象とする。

ウ．公衆便所の乳幼児向け設備の適用規模の見直し

現行　：便所における乳幼児向け設備の設置対象規模1,000㎡以上

改正案：便所における乳幼児向け設備の設置対象規模1,000㎡以上（公衆便所においては50㎡）

内容　：さらなる乳幼児連れの方への配慮（子育て支援）の観点から、公衆便所における適用規模を1,000㎡以上から50㎡以上へ引き下げる。

エ．共同住宅および寄宿舎における介護ベッド等の設置規模の見直し

現行　：10,000㎡以上の場合には共用便所に対し、介護ベッド等を設置

改正案：10,000㎡以上の場合（1室の面積が200㎡以上の集会室を設けるものに限る。）には共用便所に対し、介護ベッド等を設置

内容　：共同住宅または寄宿舎における共用便所に対する規定（10,000㎡以上に適用する規定に限る。例：介護ベッド）は一室の床面積が200㎡以上の集会室を設ける場合に限り適用する。